

目次

第1章 知的財産権とは

1	知的財産権とは	2
2	なぜ知的財産権が騒がれているのか	2
3	なぜ知的財産権の保護が必要なのか	3
4	企業の戦略と知的財産権	4
5	知的財産権に関するトラブル	5

第2章 特許法

I	特許権概要	8
1	特許権の意義と要件	8
(1)	特許制度の目的	8
(2)	特許を受けられる発明＝特許要件	8
(A)	産業上の利用可能性（特29条1項柱書）	10
(B)	新規性（特29条1項）	10
(C)	新規性喪失の例外（特30条）	11
(D)	進歩性（特29条2項）	12
(E)	先願主義（特39条）	12
(F)	拡大された範囲の先願（特29条の2）	13
(G)	公序良俗違反（特32条）	14

目次

(H) 明細書の記載が不備でない(特36条)	14
(I) 出願の単一性(特37条)	15
(3) ビジネスの方法は特許がとれるか	15
(4) 職務発明	17
(A) 職務発明とは	17
(B) 職務発明に関する平成16年改正	19
(C) 職務発明関連判例	20
2 特許権の発生と効力	24
(1) 特許権の発生	24
(2) 特許権の効力	24
(3) 特許権の効力の制限	25
II 特許権の取得手続	27
1 特許かノウハウか	27
2 出願手続	29
3 方式審査	30
4 補正	30
(1) 明細書、特許請求の範囲または図面の補正 (特17条の2第3項)	31
(2) 特許請求の範囲の補正	31
5 出願公開(特64条)	31
(1) 出願公開の目的	31
(2) 出願公開の効果	31
(3) 情報提供	32
6 審査請求(特48条の3)	32
7 実体審査	32
8 拒絶査定	33

9	特許査定・特許登録	34
10	特許権の消滅	34
11	存続期間の延長	35
III	ライセンス契約	36
1	ライセンス契約での注意点	36
(1)	事前調査	36
(A)	特許の有効性の判断	36
(B)	他の権利への抵触	36
(C)	経済的判断	37
(2)	専用実施権と通常実施権	37
(A)	専用実施権・仮専用実施権	38
(B)	通常実施権・仮通常実施権	39
(C)	サブライセンス	40
(3)	ライセンスの対価	40
(4)	改良技術の取扱い	41
(5)	秘密保持	42
(6)	権利不爭条項	42
(7)	ライセンサーの担保責任	43
(8)	契約期間および解除	44
(9)	裁判管轄	45
(10)	独占禁止法	46
2	法定実施権	46
(1)	職務発明による通常実施権	46
(2)	先使用による通常実施権	46
3	裁定実施権	47
(1)	不実施の場合の通常実施権の設定の裁定	47

(2) 自己の特許発明の実施をするための通常実施権の裁定	47
(3) 公共の利益のための通常実施権の設定の裁定	47
IV 特許侵害	48
1 特許権の侵害	48
(1) 間接侵害	48
(2) 積極否認の特則（特104条の2）	49
(3) 文書提出命令の拡張（特105条）	49
(4) 計算鑑定人制度（特105条の2）	49
2 侵害しているかどうかの判断	50
(1) 権利侵害の成立要件	50
(2) 権利侵害の発見	51
3 三要件の検討	52
(1) 侵害要件1「有効な特許権が存在すること」	52
(2) 侵害要件2「無権原の実施行為があること」	52
(3) 侵害要件3「その実施行為が特許権の権利範囲に入っていること」	53
(4) 証拠収集・数量把握等	53
(5) BBS 並行輸入事件判決を三要件で考える	54
4 侵害要件3「その実施行為が特許権の権利範囲に入っていること」の判断	57
(1) 私的法規	57
(2) 請求項の構成要件と該当性	58
(3) 言葉の難しさ	58
(4) 最高裁の均等論判決	59
(5) 従来よりの判例理論	60
5 警告書（内容証明郵便）のやりとり	63

(1) 警告書の発送	63
(2) 警告書の受領	64
(3) 相手方の検討と回答書	65
6 相手方の対応	65
(1) 要件1「有効な特許権が存在すること」をつぶす	66
(A) 情報提供	66
(B) 無効審判	67
(2) 要件2「無権原の実施行為であること」をつぶす	69
(A) 実施許諾、クロスライセンス契約	69
(B) 先使用权	70
(C) 侵害行為の停止、権利譲渡を受ける	71
(3) 要件3「その実施行為が特許権の権利範囲に入っ ていること」をつぶす	71
7 侵害事実不存在の回答書に続いて	72
(1) 弁護士の選任	73
(2) 仮処分の申立て	73
(3) 証拠保全の申立て	74
8 侵害に対する救済（訴訟）	75
(1) 差止請求権	75
(2) 損害賠償請求権	76
(3) 不当利得返還請求権	78
(4) 信用回復措置請求権	78
(5) 特許侵害罪	78
(6) 判定制度	79

第3章 著作権法

I	著作権概要	82
1	目的	82
2	平成24年改正	82
II	著作物	83
1	著作物の定義	83
(1)	「思想または感情」の表現であること	83
(2)	「創作的」表現であること	84
(3)	「表現したもの」であること	85
(4)	文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであること	86
2	著作物の具体例	86
(1)	言語の著作物（1号）	86
(2)	音楽の著作物（2号）	87
(3)	舞踏または無言劇の著作物（3号）	87
(4)	美術の著作物（4号）	87
(5)	建築の著作物（5号）	88
(6)	図形の著作物（6号）	88
(7)	映画の著作物（7号）	89
(8)	写真の著作物（8号）	91
(9)	プログラムの著作物（9号）	92
3	二次的著作物	92
4	編集著作物	93

5	データベースの著作物	94
6	共同著作物	94
7	権利の目的とならない著作物	95
8	保護を受ける著作物	95
III	著作者	97
1	著作者の定義	97
2	職務著作	97
(1)	法人等の発意に基づくものであること	98
(2)	法人等の業務に従事する者が作成すること	98
(A)	請負契約への手当て(1)——譲渡の手当て	99
(B)	請負契約への手当て(2)——著作権法27条・28条の手当て	99
(C)	請負契約への手当て(3)——著作者人格権への手当て	99
(3)	法人等の従業者の職務上作成されること	100
(4)	法人等の著作名義の下に公表すること	100
(5)	作成時における契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと	100
3	映画の著作物	100
IV	著作者の権利	103
1	著作者が享受する権利	103
2	著作者人格権	104
(1)	公表権	104
(2)	氏名表示権	105
(3)	同一性保持権	105
3	著作権	106
(1)	複製権（著21条）	106

(2) 上演権、演奏権（著22条）	106
(3) 上映権（著22条の2）	107
(4) 公衆送信権等（著23条）	107
(5) 口述権（著24条）	110
(6) 展示権（著25条）	110
(7) 頒布権（著26条）	111
(8) 譲渡権（著26条の2）	111
(9) 貸与権（著26条の3）	112
(10) 翻訳権、翻案権等（著27条）	113
(11) 二次的著作物の利用権（著28条）	113
V 著作権の制限	114
1 私的使用のための複製（著30条）	114
(1) 除外1 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合	114
(2) 除外2 技術的保護手段の回避により可能となり、またはその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合	115
(3) 除外3 著作権を侵害する自動公衆送信を受信して、その事実を知りながらデジタル方式の録音・録画を行う場合	116
2 図書館等における複製（著31条）	116
(1) 一般の図書館等における複製	116
(2) 国会図書館における電子化のための複製	116
3 引用（著32条）	117
(1) 引用の目的	117
(2) 主従関係	118

(3) 明瞭区別性	118
(4) 出所明示義務	118
4 教育目的での複製 (著33条～36条)	118
5 福祉目的での複製	119
6 営利を目的としない上演等 (著38条)	120
7 時事問題に関する論説の転載 (著39条)	120
8 報道目的での複製 (著40条・41条)	120
9 裁判手続等における複製 (著42条)	121
10 美術、写真、建築の著作物 (著45条～47条)	121
11 プログラムの著作物 (著47条の2)	121
VI 著作権の保護期間	123
1 原則的保護期間 (著51条)	123
2 無名または変名の著作物 (著52条)	123
3 団体名義の著作物 (著53条)	123
4 映画の著作物 (著54条)	124
5 継続的刊行物等の公表のとき (著56条)	124
6 計算方法 (著57条)	124
VII 著作物の利用許諾契約	125
1 著作物の創作	125
2 開発・製作委託契約	125
3 著作権譲渡契約	126
(1) 著作権の譲渡	127
(2) 譲渡の登録	127
(3) 著作人人格権	127
4 利用許諾契約	128

目 次

(1) 著作権者	128
(2) 許諾される著作物	129
(3) 利用方法、利用条件	129
5 著作権設定契約	129
6 著作権管理事業者	130
VIII 著作隣接権	132
1 著作隣接権とは	132
2 実演家の権利	132
(1) 実演家人格権	132
(2) 録音権および録画権	133
(3) 放送権および有線放送権	133
(4) 送信可能化権	133
(5) 二次使用料を受ける権利	133
(6) 譲渡権	134
(7) 貸与権	134
3 レコード製作者	134
(1) 複製権	134
(2) 送信可能化権、二次使用料を受ける権利、譲渡権、 貸与権	134
4 放送事業者	135
(1) 複製権	135
(2) 再放送権	135
(3) 送信可能化権	135
(4) テレビジョン放送等の伝達権	135
IX 登録制度	136

1	総説	136
2	実名の登録	136
3	第一発行（公表）年月日の登録	136
4	創作年月日の登録	136
5	著作権の登録	137
X	権利侵害と救済方法	138
1	著作権の侵害	138
2	侵害しているかどうかの判断	139
3	民事上の救済	140
(1)	差止請求	140
(2)	損害賠償請求	140
(3)	不当利得返還請求	141
(4)	名誉回復等の措置	141
4	刑事罰	141
XI	パブリシティーの権利	142
1	基礎知識	142
2	氏名権、肖像権	142
3	人格的利益と経済的利益	143
4	パブリシティー権事件判決	143
(1)	マークレスター事件 (東京地判昭和51・6・29判時817号23頁)	143
(2)	おニャン子クラブ事件 (東京高判平成3・9・26判時1400号3頁)	143
(3)	競走馬の名称についてのパブリシティーの権利 (最二小判平成16・2・13民集58巻2号311頁、	

判時1863号25頁)144

(4) ピンク・レディー事件
(最一小判平成24・2・2判時2143号72頁)145

第4章 独占禁止法

I 独占禁止法の目的・規制と基本概念148

1 独占禁止法の立法目的148

2 3つの規制内容148

(1) 独占および集中の規制149

(2) 共同行為の規制149

(3) 不公正な取引方法の規制150

3 独占禁止法の基本概念150

(1) 「事業者」150

(2) 「競争」150

(3) 「一定の取引分野」151

(4) 「競争の実質的制限」151

(5) 公共の利益152

II 独占および集中の規制153

1 総説153

2 市場集中の規制153

(1) 私的独占の禁止153

(A) 私的独占の意義153

(B) 「排除」(行為要件1)153

(C) 「支配」(行為要件2)154

(D) 「競争の実質的制限」(市場要件)	154
(2) 企業結合の制限	155
(A) 総説	155
(B) 企業結合の諸形態	155
(C) 規制手続	156
(D) 「競争の実質的制限」	156
3 一般集中の規制	157
III 共同行為の規制	158
1 総説	158
2 不当な取引制限	158
(1) 意義	158
(2) 共同行為	158
(3) 行為要件「相互拘束・共同遂行」	159
(4) 共同行為の種類・内容	159
(A) 価格カルテルと数量制限カルテル	159
(B) 顧客・販路制限カルテル・市場分割カルテル	160
(C) 談合(入札談合)・官制談合	160
(5) 市場効果要件	160
(A) 「公共の利益に反して」	160
(B) 「一定の取引分野における競争の実質的制限」	161
(6) その他	161
(A) 国際的協定・契約の規制(独6条)	161
(B) 事業者団体の規制(独8条)	161
IV 不公正な取引方法の規制	163
1 総説	163

(1) 目 的	163
(2) 特殊指定と一般指定	163
(3) 公正競争阻害性	164
2 差別的取扱い（独2条9項6号イ）	165
(1) 総 説	165
(2) 共同の取引拒絶（一般指定1項）	166
(3) 単独の取引拒絶（一般指定2項）	166
(4) 不当な差別対価（一般指定3項）	167
(5) 不当な差別的取扱い（一般指定4項）	168
(6) 事業者団体における差別的取扱い等（一般指定5項）	168
3 不当対価	169
(1) 総 説	169
(2) 不当廉売（一般指定6項）	169
(3) 不当高価購入（一般指定7項）	170
4 不当な顧客誘引・取引の強制	170
(1) 総 説	170
(2) ぎまんの顧客誘引（一般指定8項）	171
(3) 不当な利益による顧客誘引（一般指定9項）	171
(4) 抱合せ販売等（一般指定10項）	172
(A) 第1の「別個の商品」という要件	172
(B) 第2の「購入させる」という「強制」要件	172
5 事業活動の不当拘束	173
(1) 総 説	173
(2) 排他条件付取引（一般指定11項）	173
(3) 再販売価格維持行為（旧一般指定12項・独2条9項4号）	174
(A) 意 義	174
(B) 公正競争阻害性	175

(4) 拘束条件付取引（一般指定12項、旧一般指定13項）	176
6 取引上の地位の不当利用——優越的地位の濫用	
（一般指定13項および独2条9項5号、旧一般指定14項）	177
(1) 意義	178
(2) 濫用行為	178
(3) 公正競争阻害性	179
(4) 下請法	179
7 不当な取引妨害・内部干渉（一般指定14項・15項、 旧一般指定15項・16項）	180
(1) 総説	180
(2) 取引妨害	180
(3) 内部干渉	181
V 実効性担保	182
1 行政措置	182
(1) 公正取引委員会	182
(2) 排除措置命令	182
(3) 課徴金納付命令	184
(A) 趣旨	184
(B) 課徴金の額	184
(C) 課徴金減免制度	185
2 私人による実現手段	185
(1) 総説	185
(2) 私人による措置請求	186
(3) 差止請求	186
(4) 損害賠償請求	186
(5) 独占禁止法違反の契約無効・契約解除無効の主張	186

3 刑事罰187

第5章 商標法

I 商標制度の概要190

1 目的190

2 種類190

3 機能191

II 商標の登録要件192

1 一般的登録要件（商標の識別性）192

2 具体的登録要件（不登録事由）194

3 商標の類似196

(1) 外観上の類似197

(2) 称呼上の類似197

(3) 観念上の類似197

4 商品の類似198

III 商標登録出願・登録199

1 商標登録出願199

2 登録出願日の認定199

3 金銭的請求権200

4 審査200

5 登録、商標権付与後登録異議申立制度201

IV 商標権の効力202

1	効力	202
(1)	独占的効力（使用権）	202
(2)	排他的効力（禁止権）	202
2	侵害の判断	203
3	損害賠償請求権	203
V	商標権の効力の制限	205
1	商標権の効力が及ばない場合	205
2	他人の特許権等との関係	205
3	使用許諾	206
4	先使用権	206
5	並行輸入	206
VI	商標権の消滅	208
1	存続期間の満了と更新登録	208
2	無効審判	208
(1)	商標登録無効の審判（標46条）	209
(2)	防護標章登録無効の審判（標68条4項で準用 する46条・46条の2）	209
(3)	平成23年改正	209
3	取消審判	209
VII	特殊な制度	212
1	防護標章	212
2	立体商標制度	212
3	団体商標制度	214
4	連合商標制度の廃止	214

第6章 不正競争防止法

I	不正競争防止法の趣旨	216
1	目的	216
2	営業秘密保護強化の改正	216
(1)	平成17年改正	216
(2)	平成23年改正	217
(A)	営業秘密侵害罪に係る刑事訴訟手続において営業秘密を適切に保護するための手続の創設	217
(B)	技術的制限手段を回避する装置等に対する規制の強化	218
3	不正競争行為	219
II	不正競争の類型	220
1	周知表示混同惹起行為	220
(1)	商品等表示	220
(2)	周知性	221
(3)	類似性	221
(4)	混同のおそれ	221
2	著名表示冒用行為	222
3	商品形態模倣行為	222
(1)	商品形態の模倣	223
(2)	保護期間	223
(3)	商品の機能を確保するために不可欠な形態	224
4	営業秘密不正行為	224
(1)	管理性	224

(2) 有用性	225
(3) 秘密性	225
5 技術的制限手段回避装置等提供行為	226
6 ドメイン名不正登録行為	227
7 原産地等誤認惹起行為	228
8 競争者営業誹謗行為	228
9 代理人等商標冒用行為	228
III 不正競争とはならない行為	230
IV 民事上の救済	232
1 差止請求権	232
2 損害賠償請求権	233
3 損害額の推定	233
4 信用回復措置請求権	235
V 刑事罰	236

第7章 実用新案法

I 総論	238
1 実用新案制度の目的	238
2 制度の概要	238
3 平成16年の改正	239
(1) 改正の目的	239
(2) 実用新案登録に基づく特許出願	240

目次

4	平成23年の改正	241
II	登録までの手続	242
1	出願	242
2	明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の補正 または訂正（実2条の2・14条の2）	243
3	実用新案権の登録	244
III	保護の要件	245
1	物品の形状、構造または組合せ	245
2	産業上の利用可能性、新規性、進歩性	246
3	実用新案技術評価書（実12条・13条）	246
IV	侵害の判断	248
1	要件1「有効な実用新案権が存在すること」	248
2	要件2「無権原の実施行為があること」	248
3	要件3「その実施行為が実用新案権の権利範囲に 入っていること」	248
V	実用新案権の効力	250

第8章 意匠法

I	意匠制度の概要	254
II	意匠登録の要件	255

1	意匠登録の対象となるものであること	255
2	工業的に利用できること	256
3	新規性があること	256
4	創作性があること	257
5	意匠公報に掲載された先願に係る意匠の一部と 同一または類似の意匠でないこと	258
6	公序良俗に反しないこと	258
7	出所の混同を生じないこと	259
8	物品の機能を確保するために不可欠な形状のみ からなる意匠でないこと	259
III	意匠登録出願・登録	260
1	意匠登録を受ける権利	260
2	登録出願	260
3	補正	261
4	審査	262
	(1) 方式審査	263
	(2) 実体審査	263
5	登録	263
6	審判	264
	(1) 拒絶査定不服審判	264
	(2) 補正却下決定不服審判	264
	(3) 意匠登録無効審判	264
	(4) 審決取消訴訟	265
IV	意匠権の効力	266
1	効力	266

目次

2	差止請求権	266
3	侵害の判断	267
4	損害賠償請求権	268
V	意匠権の効力の制限	270
1	試験または研究などのために実施している場合	270
2	他人の権利と利用または抵触関係にある場合	270
3	実施権がある場合	271
(1)	許諾による通常実施権 (意28条)	271
(2)	法定通常実施権	271
(3)	裁定による通常実施権 (意33条)	272
VI	意匠権の消滅	273
VII	特殊な制度	274
1	部分意匠	274
2	組物の意匠	275
3	関連意匠の制度	275
4	秘密意匠の制度	276
	事項索引	280
	判例・審決索引	287
	著者紹介	292